

# 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 29 年 11 月 30 日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 堀 巖

# 指定管理者監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の目的

指定管理者制度が法律並びに条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているかを検証し、今後の指定管理者制度の適正な運用に資することを目的とする。

## 第3 監査の対象

対象施設	岩倉市地域交流センター みどりの家 (以下「みどりの家」という。)
対象団体	特定非営利活動法人わくわく体験隊
担当部署	教育こども未来部 子育て支援課
監査の範囲	・平成26年4月1日から平成29年3月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務。 ・指定管理者指定の手續に係るものは上記以前の期間を含む。

## 第4 監査の期間

平成29年10月27日から平成29年11月28日まで

## 第5 監査実施場所

監査委員事務局室及びみどりの家

## 第6 監査の方法

監査の実施にあたっては、調査票及び基本協定書、年度協定書、事業報告書、決算書などの出納に係る関係書類等の提出を求め書類審査を行った。

また、監査委員により関係職員、団体へのヒアリングを行い、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうか主眼を置いて監査を実施した。

## 第7 監査の着眼点

### 【 特定非営利活動法人わくわく体験隊 】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。
- (2) 現金の管理及び使用料の減免・割増しの手續は適正になされているか。

- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。
- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 実績報告は適時行われているか。
- (6) 市民サービスの向上が図られているか。

【 教育こども未来部 子育て支援課 】

- (1) 指定管理者の指定の手続は条例の定めに従い公正に行われているか。
- (2) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。
- (3) 指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。また、必要な調査・指示を行っているか。

## 第8 事業の概要

### 1 監査対象団体の概要

#### (1) 団体名

特定非営利活動法人わくわく体験隊

#### (2) 設立の目的

子どもの主体性を尊ぶ体験活動を企画・運営して子どもの健全育成を図るとともに、この活動の推進役である青少年の健全な育成を進め、人々の交流が盛んなまちづくりの推進、多様な社会教育の推進及びそれらの活動を支える特定非営利活動の支援を図ることで活力ある地域社会を実現し、社会全体の利益に寄与する事を目的とする。

#### (3) 設立年月日

2003年4月1日

#### (4) 職員数（平成29年3月31日現在）

7人 ※ みどりの家職員4人（専任者）

#### (5) 事業内容

- ・ 子どもの「主体性」「生きる力」を育み、自然環境の大切さを学ぶ参加・体験事業
- ・ 上記の活動をサポートする青少年の健全な育成事業
- ・ 子育て及び子どもの交流のための支援、活動地の地元との交流活動によるまちづくりへの参画事業

- ・ 特定非営利活動を行う他団体との活動に関する連絡、助言又は援助などを行う交流事業

## 2 指定管理業務の内容

指定管理者は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで指定管理者の指定を受け、みどりの家において以下の業務を行っている。

- ・ 地域住民が相互に交流を深め、自主的な活動を進めるための場を提供する事業
- ・ 児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、又は情操を豊かにするための事業
- ・ 高齢者に教養の向上及びレクリエーションの場を提供する事業
- ・ 市民の文化活動の振興を図る事業
- ・ みどりの家の利用の許可等に関する業務
- ・ みどりの家の建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
- ・ 以上のほか、市長が必要と認める事業・業務

### (1) 指定管理の事務手続等

公の施設の管理に係る条例、施行規則等の諸規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</li> <li>・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則</li> <li>・ 岩倉市教育委員会の所管する岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則</li> <li>・ 岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>・ 岩倉市地域交流センターの管理及び運営に関する規則</li> </ul>	
基本協定書締結年月日	平成 26 年 4 月 1 日	
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	
選定方法	公募型プロポーザル方式	
指定管理料	平成28年度	平成27年度
予算額	10,910,000 円	10,910,000 円
決算額	10,910,000 円	10,910,000 円
実績報告書提出日	平成 29 年 4 月 17 日	平成 28 年 4 月 13 日

### (2) 協定の内容等（平成28年度）

修繕料の費用負担区分	1 件当たりの費用が 20 万円を超えるものは市が行う。年間の修繕料が 25 万円に満たない場合には、残額を市へ返還する。
修繕料の返還額	0 円
光熱水費の費用負担区分	指定管理者の負担

光熱水費の実績	1,155,341 円
備品購入の費用負担区分	指定管理者の負担
備品購入の実績	なし

(3) 収支状況（平成28年度）

区 分		計 画 (A)	実 績 (B)	(B) / (A)
収 入 額		11,786,000 円	11,529,359 円	97.8 %
収入 内訳	指定管理料	10,910,000 円	10,910,000 円	
	施設使用料	750,000 円	475,950 円	
	コピー機使用料	50,000 円	7,000 円	
	自主企画参加費	74,000 円	132,800 円	
	その他	2,000 円	3,609 円	
支 出 額		11,786,000 円	11,529,359 円	97.8 %
支出 内訳	報奨費	20,000 円	10,000 円	
	需用費	2,443,000 円	1,904,968 円	
	役務費	132,000 円	113,938 円	
	委託料	8,688,000 円	7,883,052 円	
	自主事業活用費	0 円	543,675 円	
	使用料及び 賃借料	32,000 円	7,504 円	
	備品購入費	31,000 円	0 円	
	その他経費	440,000 円	1,066,222 円	
収支差引額		0 円	0 円	

\* 需用費：消耗品費、光熱水費、修繕料、印刷製本費、医薬材料費

\* 役務費：通信運搬費、手数料、保険料

\* 委託料：管理業務委託料（人件費）、保守点検業務委託料

\* 「その他経費」実績額の内訳は、消費税455,000円、NPO運営費611,222円

(4) 利用料金

	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
利用料金収入額	482,950 円	449,680 円	33,270 円

(5) 修繕料

	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
修 繕 料	321,051 円	271,190 円	49,861 円

(6) 指定管理料の支払状況（平成28年度）

	支 払 額	請 求 日	支 払 日
1回目	5,455,000 円	平成28年4月1日	平成28年4月8日
2回目	5,455,000 円	平成28年10月3日	平成28年10月14日
計	10,910,000 円		

(7) 施設利用状況

(単位：人)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
26	4,478	4,032	4,119	4,135	4,542	3,995	
27	4,451	4,212	3,997	4,153	4,466	4,057	
28	4,794	4,055	4,066	4,497	4,302	3,953	
増減 (28-27)	343	△157	69	344	△164	△104	
年 度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
26	4,226	4,090	4,403	3,571	4,406	5,315	51,312
27	4,163	3,771	3,875	3,178	4,004	4,477	48,804
28	4,564	3,979	4,030	3,565	3,608	4,554	49,967
増減 (28-27)	401	208	155	387	△396	77	1,163

## 第9 監査の結果及び意見

みどりの家の指定管理業務に係る出納、事務の執行状況、所管課の指導状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

### 【 特定非営利活動法人わくわく体験隊 】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。

施設は概ね協定書に従い適切に管理されていた。

施設の利用予約にあたり、個人より団体を優先したり、図書室の利用に時間制限を設けたりするなど条例、規則、協定書及び業務仕様書に規定されていない運用が一部で見受けられたので、利用者に配慮した運用方法への改善又は整理に努められたい。

- (2) 現金の管理及び使用料の減免・割増しの手続は適正になされているか。

使用料の授受があるため日々の業務に必要な現金を一定期間保有しているが、施錠により適切に保管されていた。

「岩倉市地域交流センターの管理及び運営に関する規則」（巻末【資料】参照）第8条に規定する使用料の減免又は割増しについては、同条別表の基準に従い公益性などその利用目的により判断されるべきであるが、事業内容でなく利用する団体ごとに判断されている傾向があるので留意されたい。

- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。  
指定管理料の請求・収受は適正になされていた。
- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。  
日常業務に使用している帳簿の確認をした。  
指定管理業務と特定非営利活動法人の会計は分けて管理されていたが、監査当日は記帳が若干滞っている状態であった。帳簿は日々記帳し、現金残高と帳簿の一致は日ごとに確認されたい。
- (5) 実績報告は適時行われているか。  
実績報告書は基本協定書第19条の規定に基づき、毎事業年度終了後30日以内に提出されていた。  
実績報告書には翌年度の収支計画書も記載されているが、翌年度に提出される決算報告書と予算額が異なっており、また、計画書とは異なる予算項目に計上されているものもあるため比較がしづらい。その結果、例年、予算額を超えてしまっている項目があるので予算決算書の項目を統一するなどの検討をされたい。

《参考》

岩倉市地域交流センターみどりの家の管理に関する基本協定書（抜粋）  
（事業報告書）

第19条 乙（指定管理者）は、毎事業年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲（岩倉市）に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理業務の経費に係る収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容及びそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。

- (6) 市民サービスの向上が図られているか。  
常駐している職員が日常的に利用者とコミュニケーションを図りニーズの把握に努めていた。また、コンサート後にはアンケート調査を実施していた。  
地元区長、利用団体の代表者、児童館運営委員等との利用者会議は年1回開催されている。施設の利用状況や活動報告、運営上の問題点等が話し合われているが、詳細な記録が残されていないため、記録の作成と保管を適切に行い協議結果を今後の運営に役立てるよう配慮されたい。
- (7) その他  
基本協定書第8条第2項の規定により、指定管理者は、あらかじめ市の承認を受けて管理業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、委託業務内容、委託先、委託金額等を市に届けることを管理業務

仕様書で義務付けている。

指定管理者は当施設の指定管理業務の初年度である平成26年度には市に対し承認申請をし、市はそれに対し承認の決裁後、承認通知を指定管理者に発行している。しかし、平成27年度以降は規定された承認手続を経ずに第三者との委託契約をしている。基本協定書の内容を遵守し適切な処理をされたい。

《参考》

岩倉市地域交流センターみどりの家の管理に関する基本協定書（抜粋）

（委託の禁止）

第8条 乙（指定管理者）は、管理業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、あらかじめ甲（岩倉市）の承認を受け、管理業務の一部を第三者に委託することができる。

岩倉市地域交流センターみどりの家管理業務仕様書（抜粋）

8 管理業務の委託

- (1) 指定管理者は、管理業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、清掃、設備の保守点検等の個別の業務の第三者への委託について、事前に市の承認を得た場合、この限りではない。
- (2) 前号ただし書による承認を得ようとする場合は、委託業務内容、委託先、委託金額等を市に届け出ること。

#### 【 教育こども未来部 子育て支援課 】

(1) 指定管理者の指定の手続は条例の定めに従い公正に行われているか。

2 巡目となる今期の指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用した。公募に応じた3事業者のヒアリング及び指定管理者選定委員会の意見により候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を決定した。

公募の告示から指定の告示までの手続は「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に従い適正であった。

(2) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

[基本協定書]

・「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を「手続条例」と略しているが、「岩倉市行政手続条例」と明確に区分するため「指定手続条例」などとするのが望ましい。

・第8条（委託の禁止）

上記、指定管理者に対する指摘の(7)でも述べたが、管理業務の一部を第三者に委託する場合は、公の施設の設置者として第三者への委託内容を正確に把握するため、その内容を書面で提出させ適切に保管されたい。

・第10条（利用料金）

みどりの家の指定管理においては、施設の利用料金を指定管理者の収入として直接收受することができる「利用料金制度」を採用している。利用料金制度を導入した場合の指定管理者のメリットとしては、魅力のある事業を実



施することにより増収が見込めることがある。一方、利用料金収入が減少した場合は、光熱水費などの経常的な経費の変動により経営状況の悪化のリスクがある。

みどりの家の場合、指定管理者は「岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例」（巻末【資料】参照）第2条の目的の達成のために第3条の事業を実施するが、その場合第10条に規定するように使用料は徴収しない。実際には使用料の対象となる事業も減免対象となる場合が多く、施設の性格上、指定管理者の努力により収益が上がるという利用料金制のメリットは発揮されにくい。地域交流センターは児童館的機能や地元の公会堂的機能も持っているため、第2条、第3条の解釈により具体的にどういった事業が利用料金の対象となるのか判定が難しいところもあり、そういった特性を踏まえた利用料金制採用の適否の判断が必要である。今後の検討をお願いしたい。

・第15条（緊急時等の対応）

管理業務仕様書の「7(5)緊急時、災害時等の対応」に記載のあるマニュアルは作成していない。常駐している職員は2人しかいないので緊急時にはとりあえず市に連絡するという対応しかできないのが実情である。児童が利用していることが多い施設でもあるので、緊急時の初動体制等を整備してマニュアルを作成し、訓練を実施して緊急時に備えられたい。

・第19条（事業報告書）

実績報告書は適時、適切に提出されていたが、それに対する担当課としての評価を指定管理者に文書で通知すると良いと思われる。

《参考》

岩倉市地域交流センターみどりの家の管理に関する基本協定書（抜粋）

（利用料金）

第10条 乙（指定管理者）は、設置条例第14条の規定に基づく利用料金を乙の収入として収受するものとする。

（緊急時等の対応）

第15条 乙は、管理業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲（岩倉市）を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

岩倉市地域交流センターみどりの家管理業務仕様書（抜粋）

7 施設管理に関する業務

(5) 緊急時、災害時等の対応

- ① 緊急時対応、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員への周知、随時訓練を行うとともに、関係機関との連携を図ること。
- ② 火災、事故、災害等が発生した場合には、負傷者等に対する適切な処置、利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報等を行うとともに、市に速やかに報告すること。
- ③ 災害により市民への救援対策が必要となった場合、施設の利用については市の指示に従うこと。

[年度協定書]

・第4条（施設の修繕等）

施設の修繕は指定管理者が指定管理料により実施するが、1件あたりの費用が20万円を超える修繕については市が実施することになっている。

平成28年度には壁面タイルの張替（162,000円）をしているが、金額的には20万円を超えていないものの施設構造物自体の老朽化に伴うものと考えられ、市が修繕することも検討すべきだったのではないか。協定書には金額での費用負担区分しか規定がないが、修繕内容により協議することも検討されたい。

また、年間の修繕料が25万円を超えた場合については市と協議することになっている。監査対象期間の3年間の修繕料は例年25万円を超えているが、市と協議はせず、予算に余裕のある他の項目で賄っている状況であった。規定に従い指定管理者と協議をして、どのような対応になったのか記録を残すようにされたい。

《参考》

岩倉市地域交流センターみどりの家の管理に関する年度協定書（抜粋）

（施設の修繕等）

第4条 みどりの家の施設の修繕については、乙（指定管理者）が指定管理料により実施するものとする。ただし、1件当たりの費用が200,000円を超えるものについては、甲（岩倉市）が実施するものとする。

2 乙は、年間の修繕料が250,000円に満たない場合については、その残額を甲へ返還するものとする。ただし、250,000円を超えた場合については、甲と協議するものとする。

- (3) 指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。また、必要な調査・指示を行っているか。

現在、みどりの家の指定管理業務の履行確認は、年に2回提出される実績報告書によるものだけになっている。

市は公の施設の設置者として、また、指定管理者による管理という意味決定を行ったものとしてその指定管理者が確実に所定の業務を行っているかを確認する必要がある。そのためにはモニタリングの実施が非常に重要である。

平成25年度には次期の指定管理者選定に向けての検討資料とするためのモニタリングが実施されている。このモニタリングは評価基準を設け、指定管理者の施設管理・運営に対して評価シートを用いて5段階評価をするものであった。評価は当時の指定管理者によるセルフモニタリング（自己評価）の採点后、当該指定管理者及び利用団体へのヒアリングを経て担当課が最終的な指定管理者選定委員会の資料となる評価結果を出していた。これは利用者の意見や現指定管理者の考え方などが反映されたよく考えられたシステムであったと思うが、残念ながらその後このようなモニタリングは実施されず、

今後は次期の指定管理者選定時に実施を予定しているとのことである。

当時の利用団体ヒアリングの議事録に「1年ごとに指定管理者が行ってきたことをチェックや評価をして、改善点があれば改善していくことも必要ではないか」という意見があったと記述がある。まさにそのとおりで、提供されているサービスの質や満足度の評価をし、その原因分析によりさらなるサービス向上に役立てるためのモニタリングは市と指定管理者の双方にとって大きなメリットがある。実施者、周期、方法などを定め効果的なモニタリング手法を構築し実践することを要望する。

また、指定管理者との打合せや協議の場は現在のところ設けていないが、日々の施設の利用実態の把握や備品の状況の確認のためにも月に1度程度は施設を訪問し、指定管理者とのコミュニケーションを図りながら連絡を密にとることも必要である。協議事項があればその結果を文書で残し、問題点や解決策、改善方法についての考え方の共有により施設管理に役立てるよう努められたい。

## 第10 むすび

公の施設については、平成15年6月に地方自治法の一部改正により指定管理者制度が施行され、民間企業による管理運営が可能となった。当市においても平成17年12月に「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」が制定され、みどりの家については平成21年4月から指定管理者による管理がなされている。

今回の監査対象は、平成26年度から指定管理者となった特定非営利活動法人わくわく体験隊であったが、当法人は岩倉市青少年宿泊研修施設「希望の家」の指定管理者として平成21年度から5年間の実績があり、みどりの家に常駐している職員もわくわく体験隊が指定管理者となる前から引き続き担当しているため地域との関係も良好で、日々の運営状況に大きな問題は発生していなかった。一部に検討あるいは改善を要する事項が見受けられるが、細部については「第9 監査の結果及び意見」を参照し対応をお願いする。

ところで、指定管理者制度の導入は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」（「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）を目的としている。長期にわたり権限のほとんどを指定管理者に委ねることになるため、制度の導入目的を実現するためには指定管理者との連携を密にし、継続して市民ニーズの把握や施設の利用促進、経費の削減についての検証を実施することが必要である。しかしながら、みどりの家の指定管理業務に対する客観的な評価・検証をする定期的なモニタリングは実施されてお

らず、本来、モニタリングで浮かび上がるであろう課題や要改善事項が確認されていない状況であった。

モニタリングによる評価・検証は指定管理者制度の運用の要になるものである。指定管理者が所定のサービスを提供することができているか、市民の満足度、経費削減などにどのような効果が出ているのかなどその効果を測定し改善につなげることでより質の高い施設運営の執行が可能になる。また、指定期間の終了後、指定を継続するのか、別の指定管理者を選定するのか、あるいは直営に戻すのかなどを判断する必要がある、市がその施設を指定管理という手法で管理することを決定した場合の説明責任を果たすためにも必要である。是非、効果的なモニタリング手法を構築し、実践されることを検討されたい。

なお、前出の平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知においては、指定管理者が行う「管理の基準」として、「住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間等）など施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は条例で定める」こととされている。市の直営による施設管理の場合は「休館日」や「開館時間」を規則で定めるが、指定管理者が管理する施設は「指定」という行政処分により大きな権限が指定管理者に委任されるため指定管理者の恣意的な裁量が生じる可能性がある。それを避けるために「管理の基準」として基本的な条件は条例事項とするのがその趣旨である。当施設だけではないが、指定管理者による管理を導入している施設については、条例の見直しの検討をされることを申し添える。

指定管理者制度の運用で大きな役割を担うのは指定管理者であるが、指定管理者に施設の管理・運営を任せても公の施設の設置者としての市の責務がなくなるわけではない。今後も今まで以上に積極的に指定管理者と連携し、市民、指定管理者、行政のそれぞれにメリットのある制度運営に努められたい。

○岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

平成7年12月25日条例第31号

改正

平成8年3月29日条例第8号

平成13年9月28日条例第20号

平成14年3月29日条例第9号

平成21年3月31日条例第8号

平成25年3月28日条例第14号

平成27年12月24日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、岩倉市地域交流センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域住民の相互交流及び自主的活動を促進し、市民生活の向上に寄与するとともに、児童及び高齢者の福祉の増進並びに文化の振興を図るため、センターを設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する目的を達成するため、市は、センターにおいて次の事業を行う。

- (1) 地域住民が相互に交流を深め、自主的活動を進めるための場を提供する事業
- (2) 児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、又は情操を豊かにするための事業
- (3) 高齢者に教養の向上及びレクリエーションの場を提供する事業
- (4) 市民の文化活動の振興を図る事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(名称及び位置)

第4条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第5条 センターに、センター長その他必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

第6条 センターの全部又は一部を専用して利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認めたとき。
- (2) 公共の福祉を阻害すると認めたとき。
- (3) 営利を目的とすると認めたとき。
- (4) その他センターの設置の目的に反すると認めたとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に係る利用について条件を付することができる。

(特別の設備)

第7条 利用者は、センターに特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則並びに市長

の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第10条 使用料は徴収しない。ただし、第2条及び第3条に該当しない場合でセンターの全部又は一部を専用して利用しようとするときは別表第2に定める使用料を、コピー機を利用するときは別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長が特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免又は割増しすることができる。

(使用料の還付)

第11条 納付された使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、還付しない。

(1) 第9条第2項の規定により市長が公共の福祉のため許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が市長の承認を受けて利用の中止をしたとき。

(3) 災害等特別の理由により利用の中止をしたとき。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失によって建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、センターの管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定の手續等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金)

第14条 市長は、前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合に、センターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第2に定める使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示しなければならない。

4 利用料金の徴収及び還付については、第10条及び第11条の規定を準用するものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) センターの利用の許可等に関する業務

(3) センターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 第13条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 利用者等に対して適切なサービスの提供を行うこと。

- (3) 利用者等に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) センターの建物、設備、備品等の保全を適切に行うこと。
- (5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準  
(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等)

第17条 第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第3条及び第6条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は同条例第9条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによりセンターの管理者に変更があつた場合において、変更前のセンターの管理者により行われた第6条の規定による許可は、変更後のセンターの管理者により行われたものとみなす。

3 第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年岩倉市規則第31号）第4条第1号ウの期間内に納付された利用料金について、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第8号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第20号）

この条例は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に施行日以後の利用について許可を受けた者からは、改正前の岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

附 則（平成21年条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第14号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年12月24日条例第35号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	位置
みどりの家	岩倉市中央町二丁目20番地
くすのきの家	岩倉市中本町西出口15番地1

ポプラの家	岩倉市東新町南江向24番地 5
-------	-----------------

別表第 2 (第10条関係)

利用区分		利用時間		午前	午後	夜間	全日
		午前 9時から正午まで	午後 1時から午後 5時まで	午後 5時30分から午後 9時30分まで	午前 9時から午後 9時30分まで		
みどりの家	ふれあい交流ホール	円	円	円	円	円	円
		2,000	2,700	2,700	7,400		
	会議室	300	400	400	1,100		
	集いの間	500	600	600	1,700		
	工芸体験室	400	500	500	1,400		
	図書室・物語部屋	600	800	800	2,200		
	調理室	400	500	500	1,400		
くすのきの家	ふれあい交流ホール	1,200	1,700	1,700	4,600		
	会議室	400	500	500	1,400		
	集いの間	500	700	700	1,900		
	工芸体験室	400	500	500	1,400		
	図書室・物語部屋	500	600	600	1,700		
	調理室	300	500	500	1,300		
ポプラの家	ふれあい交流ホール	1,200	1,600	1,600	4,400		
	集いの間	400	500	500	1,400		
	図書室・物語部屋	500	600	600	1,700		
	調理室	500	700	700	1,900		

別表第 3 (第10条関係)

単位	使用料
1面	10円



○岩倉市地域交流センターの管理及び運営に関する規則

平成8年2月29日規則第3号

改正

平成13年11月30日規則第24号

平成21年3月31日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成7年岩倉市条例第31号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、岩倉市地域交流センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(地域住民の範囲)

第2条 条例第3条第1号で規定する地域住民の範囲は、次のとおりとする。

- (1) みどりの家については、岩倉駅西地域において新しく自治組織を設定し、又は設定しようとする地域の住民とする。
- (2) くすのきの家については、岩倉駅東地域において自治組織を設定する地域の住民とする。

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日は除く。）に当たるときは、その翌日）
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(利用の申請等)

第5条 条例第6条第1項の規定によりセンターを利用しようとする者は、その利用しようとする日の属する月の1月前から利用しようとする日の3日前までの間に、地域交流センター利用許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、その目的、内容等を速やかに審査し、地域交流センター利用許可・却下書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

(利用の変更)

第6条 前条の利用許可を受けた者が許可された事項を変更しようとするときは、利用期日の3日前までに、地域交流センター利用変更許可申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、その変更内容を審査し、直ちに地域交流センター利用変更許可・却下書（様式第4）を申請者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第7条 第5条第2項の利用許可を受けた者が利用の取消しをしようとするときは、地域交流センター利用許可取消届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免又は割増し)

第8条 条例第10条第2項の規定による使用料の減免又は割増しは、別表のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、地域交流センター使用料減免申請書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を承認又は却下したときは、地域交流センター使用料減免承認・

却下書（様式第7）を申請者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第11条の規定により使用料を還付する場合は、地域交流センター使用料還付通知書（様式第8）により通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者は、地域交流センター使用料還付請求書（様式第9）により還付を受けることができる。

（遵守事項）

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- （2）許可を受けないで物品の展示又は頒布をしないこと。
- （3）所定の場所以外において飲食をし、又は火気を使用しないこと。
- （4）危険物の携帯又は動物類を携行しないこと。
- （5）その他管理上必要な指示に従うこと。

（損傷等の届出）

第11条 利用者は、建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、直ちに地域交流センター施設等損傷・滅失届（様式第10）を提出しなければならない。

（利用者協議会）

第12条 センターの円滑な利用運営を図るため、利用者協議会を設置することができる。

（読替規定）

第13条 条例第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第3条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を受けて」と、第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1から様式第5まで及び様式第8から様式第10までの様式中「岩倉市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、規則中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第6及び様式第7中「岩倉市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定に基づいてなされた申請等については、改正後の規則の規定による申請等とみなす。

附 則（平成21年規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	使用料減免・割増し基準	率
減免	公益性のある研修、会議等に使用する場合	100パーセント

	その他市長が公益上必要と認めるとき	50パーセント	
割増し	地域住民が葬儀に使用する 場合	第3条に定める利用時間	200パーセント
		第3条に定める利用時間以外の時間	全日の使用料の200パーセント

様式第1  
以下略